

格差是正を一步前進させた」と強調する原告たち11月5日最高裁前



羅針盤

日本共産党
三菱伊丹委員会
2020年10月
217号

しんぶん赤旗
ご購入ください
日刊 3497円
日曜版 930円

日本郵便の格差「不合理」 非正規の手当・休暇 最高裁認める

日本郵便の契約社員らに各種手当や休暇が付与されないのは、正社員との不合理な格差を禁じた労働契約法20条に違反するとして争われた3件の訴訟で、最高裁第1小法廷（山口厚裁判長）は15日、扶養手当や年末年始手当、夏期冬期休暇、住居手当などを支給しないのは不合理だと認める判決を出しました。

最高裁前で「勝訴」の垂れ幕が掲げられると、「やったぞ」「最高裁が認めた」と拍手がわき起こりました。

扶養手当について最高裁は、契約社員も扶養親族があるとして

「長期雇用が前提」とした大阪高裁判決を否定。年末年始手当についても同じ業務につきながら契約社員だけに支給しないのは不合理だと強調しました。大阪高裁は「通算5年を超える者」と対象を限定しましたが、最高裁は認めませんでした。

有給の病気休暇も生活保障や雇用確保が目的であり、契約社員を無給とするのは不合理と指摘。夏期冬期休暇も格差を認め、高裁が認めなかった損害額も支払うよう命じ、高裁に差し戻しました。

ただし、夏期・年末手当の支給格差は認めませんでした。

3件の訴訟は、契約社員ら12人が東京、大阪、佐

賀各地裁に提訴。高裁段階の判断が分かれていました。

日本郵便の非正規社員は約18万4000人で正社員とほぼ同規模。同じ業務に就きながら待遇格差を強いられ、正社員への登用も抑制されてきました。

東京と大阪で提訴した郵政産業労働者ユニオンの原告・弁護団は、「非正規労働者の均等・均衡待遇実現への道を一步進めたものと評価する」との声明を発表。有期雇用社員全員の格差是正を求めていくと表明しました。



（関連記事次ページ続く）



パワハラ・長時間労働 困ったこと、悩みがあったら
働くルールの110番 TEL 072 - 781-0122

秘密厳守

日本共産党三菱電機伊丹委員会 伊丹市千僧6-218 革新会館内 E-Mail: melcojcp@osk3.3web.ne.jp

待遇格差は不合理 時代の扉動く音が



最高裁判決を受け記者会見する原告と弁護団＝15日、東京都内

日本郵便で働く期間雇用社員らが、正社員との大きな待遇格差は違法だと訴えた訴訟の最高裁第1小法廷(山口厚裁判長)の判決を受け、原告・弁護団が15日、東京都内で記者会見しました。

東日本訴訟原告の宇田川浅史さん(55)は千葉県は「非正規の病休は無休で10日間しかなく、収入がなくなれば安心して病気がけがの治療に専念できなかった。画期的な判決だ」と表明。全国で郵政産業労働者ユニオンの組合員154人が集団で是正を求めており、「会社側は判決を謙虚に受け止め、早期に決着するよう求める。全社員に手当を支給すべきだ」と求めました。

浅川喜義さん(49)は東京都は「格差があったと認められてうれしい。全国で苦しんでいる非正規の方も大きく前進できるように、皆さんと一緒に格差のない社会にしたい」。

西日本訴訟の※くぬぎ恵之さん(48)は大阪府は「エッセンシャルワーカーとして働く人が働きがいを持てるようにたまたかってきた。判決は、日本の雇用に大きな影響を与える」。

岡崎徹さん(58)は広島県は「時代の扉が動く音がしたような、うれしい判決。会社側は、速やかに雇用制度を見直すべきだ」と述べました。

東日本訴訟の水口洋介弁護士は、「賞与の是正は認められなかったものの、手当や休暇制度の格差を不合理とした点は評価でき、非正規の格差は是正に道を開いた」。

西日本訴訟の森博行弁護士は、雇用期間5年超の場合に限るとした「三審大阪高裁判決をめぐる」、最高裁は、契約社員も継続的な勤務が見込まれるとして、5年基準論をパッサリと葬り去った」と指摘しました。

※くぬぎは、木へんに解

労働契約法20条

パートや契約社員など
有期雇用の人と、正社員
など無期雇用の人で、仕
事の内容や責任などが同
じであれば、労働条件に
不合理な差をつけること
を禁止しました。201
3年4月施行。18年か
らパート・有期法に統合
されました

『しんぶん赤旗』10月16日
付より転載)

